**令和７年度第１回宮城県感染症診査協議会　議事録**

日　　　時：令和７年４月３日（木）午後６時から午後６時３０分まで

場　　　所：宮城県庁行政庁舎９階　第一会議室

出席委員：６名（児玉栄一委員、神垣太郎委員、石田憲司委員、石井正委員、西巻雄司委員、

残間由美子委員）

|  |  |
| --- | --- |
| 司会所長事務局司会事務局司会所長各委員所長各委員所長事務局所長各委員所長各委員所長事務局所長各委員所長会長事務局会長各委員会長事務局会長各委員会長事務局会長疾病・感染症対策課会長神垣委員会長各委員会長事務局会長事務局 | ただ今から「令和7年度第1回 宮城県感染症診査協議会」を開催します。本日はお忙しい中、「宮城県感染症診査協議会」に御出席いただきましてありがとうございます。　開会にあたり、事務局の塩釜保健所　所長　鈴木から御挨拶を申し上げます。今日は大変お忙しい中、宮城県感染症診査協議会に御出席いただきましてどうもありがとうございます。また、日頃より本県の保健福祉行政の推進に格別の御理解と御協力をいだだいており、厚く御礼申し上げます。本協議会は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第２４条の規定に基づき設置されており、感染症患者に対する入院勧告、就業制限等を御審議いただくものとなっております。新型コロナウイルス感染症の感染拡大時には、多くの諮問がございました。今現在は落ち着いた状況となっておりますが、今後、新たな局面を迎えた場合、御審議をお願いすることがあるかもしれません。委員の皆様におかれましては、御指導、御助言を賜りますようお願い申し上げます。本年度からは、結核審査部会に関しては新しい体制で臨むということになっておりますので、後ほど事務局から御説明をさせていただきます。本日はどうぞよろしくお願いいたします。続きまして、本協議会の成立について御報告申し上げます。本協議会は、感染症診査協議会条例第６条第２項の規定により「医師である委員のうちから二人以上が出席し、かつ、法律に関し学識経験を有する者である委員並びに医療及び法律以外の学識経験を有する者である委員のうちから一人以上が出席しなければ開くことができない。」とされています。本日は、委員６名のうちおひとり、神垣先生が少し遅れてくる予定ですけれども、本協議会が成立しておりますことを御報告いたします。次に資料の御確認をお願いします。次第・出席者名簿・議案書のほか資料１から３まで、それから、参考資料をお配りしております。過不足等ございませんでしょうか。よろしいでしょうか。続きまして、次第２「委嘱状の交付」を行います。　本日、お集まりいただきました皆様には、令和７年４月１日から令和９年３月３１日までの２年の任期で、感染症診査協議会委員の就任について御了解をいただいております。では、鈴木所長から各委員に交付をお願いいたします。（児玉　栄一委員、神垣　太郎委員、西巻　雄司委員、石井　正委員、石田　憲司委員、残間　由美子委員に委嘱状交付）続きまして、県の職員を紹介します。宮城県仙台保健福祉事務所　塩釜保健所長　鈴木　陽です。宮城県保健福祉部疾病・感染症対策課長　平塚　勝徳です。以下、お手元の名簿のとおりです。今回新たにご就任いただいた委員の方もいらっしゃいますので、議事に入る前に、事務局から宮城県感染症診査協議会の概要についてご説明いたします。事務局の塩釜保健所　斎藤でございます。座ってご説明させていただきます。それでは、資料１「宮城県感染症診査協議会及び結核診査部会について」を御覧ください。　本協議会は、「１　目的及び根拠」に記載のとおり、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第２４条に基づき設置」するもので、「感染症患者に対する入院勧告、就業制限及び結核医療の公費負担等に関して」御審議いただくものです。次に、「２　委員の構成等」及び「３　職務内容等」ですが、感染症のうち診査件数が多い結核に関するものについては、「結核診査部会」を設けてそちらで御審議いただきます。「感染症診査協議会」及び「結核診査部会」、それぞれの委員の人数や構成、任期、具体的な職務内容につきましては、記載の通りとなっております。本協議会の具体的な開催の流れ等につきましては、議事終了後、改めて御説明させていただきます。なお、本協議会の事務局につきましては、「宮城県感染症診査協議会運営要領」の第３に「協議会の庶務は、塩釜保健所において担当する。」とされております。参考資料として関係法令を付けておりますので、後ほど御確認をお願いします。本協議会の概要については以上となります。続いて議事に移らせていただきます。感染症診査協議会は、感染症診査協議会条例第６条第１項により、会長が議長となる旨、規定されておりますが、会長が選任されるまでの間、暫時、事務局の塩釜保健所長　鈴木が進行を務めます。それでは、議事の前に、本日の議事録署名委員２名を選出したいと思いますが、特に発言がなければ、こちらから指名してもよろしいでしょうか。【発言なし】それでは石井委員と西巻委員に議事録署名委員をお願いしたいと存じますが、御承諾いただけますでしょうか。【異議なし】よろしくお願いいたします。それでは、議事に入ります。第１号議案「宮城県感染症診査協議会の公開・非公開について」事務局から説明をお願いします。それでは、御説明させていただきます。お手元の参考資料８ページから９ページにあります「個人情報公開条例」を御覧ください。県の附属機関である審議会については、県の情報公開条例第１９条により原則公開するものと定められております。ただし、例外として、特定の個人が識別され公開することにより，個人の権利利益が害されるおそれがある情報などの「不開示情報」を含む事項を審議する場合であって、委員の３分の２以上の多数をもって決定したときには、非公開で開催することができるとされております。事務局といたしましては、本協議会は原則公開といたしますが、不開示情報を含む審議については非公開としたいと考えております。御審議のほどよろしくお願いいたします。ただいまの事務局の説明につきまして、委員の皆様より御意見・御質問があれば頂戴したいと思います。いかがでしょうか。大丈夫でしょうか。特にないようでしたら、よろしければ拍手にてご承認お願いしたいと思います。【拍手】はい、ありがとうございます。　　　　　　　　賛成多数でありましたので、本協議会は原則公開とし、感染症の患者の医療、不開示情報を含む事項を審議する場合には非公開とさせていただきたいかと思います。次に第２号議案「宮城県感染症診査協議会会長の選任について」でございます。会長の選任につきましては、感染症診査協議会条例第５条第１項により委員の互選により定めることとなっております。皆様、御意見がありましたらお願いしたいと思います。御意見がないようであれば、事務局一任とさせていただいてよろしいでしょうか。【異議なし】特にないようですので、事務局案はありますでしょうか。はい、事務局といたしましては、児玉委員に会長をお引き受けいただければと考えております。ただ今、事務局から児玉委員を会長にとの提案がありましたが、委員の皆様いかがでしょうか。よろしければ拍手で承認をお願いしたいと思います。【拍手】ありがとうございます。賛成多数でありましたので、児玉委員におかれましては、会長をお引き受けくださるようお願いいたします。それでは、会長が選任されましたので、児玉会長に席の移動をお願いしたいと思います。また、これからの議事進行をお願いしたいと思います。　皆様方から御承認いただきまして、本当にありがとうございます。会長に就任いたしました東北大学災害科学国際研究所の児玉でございます。先ほど鈴木所長の方からも御挨拶がありましたように、本協議会というのは、感染症患者さんに対する適正な医療、そして色々な問題点について審議する協議会になっております。昨今と言いますか、つい最近、今も続いておりますが、新型コロナウイルス感染症の感染拡大時には、予想しなかったようなこととか、議論しなくてはいけないということが多数発生してまいりました。そういう意味で、皆様の御協力、色々な面から御協力いただいてようやく乗り越えてきたと考えております。今後とも新興感染症そして再興感染症、色んなものが宮城県でも起こってくると思います。本来、本協議会が頻回に行われないことが一番正しいと言いますか、良いことになると思うのですけれども、本協議会の開催が必要となった際には、委員の皆様のお力添えをいただきたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。　それでは、続いて第３号議案の審議に入りたいと思います。「会長職務代理者の指名について」ですが、事務局の方から説明をお願いできますでしょうか。　感染症診査協議会条例第５条第３項の規定において、「会長の職務代理者をあらかじめ会長が指名する。」とされておりますので、ここで会長から御指名をいただきたく存じます。それでは、規定によりまして、私から会長職務代理者を指名させていただきます。神垣委員を会長職務代理者に指名したいと思います。御異論等はございますでしょうか。【異議なし】それでは皆様、どうぞ神垣委員をよろしくお願いします。それでは、続いて第４号議案「結核診査部会委員の指名について」、事務局から説明をお願いできますでしょうか。参考資料５ページの感染症診査協議会条例第８条に結核診査部会の設置に関する規定がございます。協議会の事務のうち、結核に関するものを審議するため「仙南・塩釜保健所結核診査部会」、「大崎・栗原保健所結核診査部会」及び「登米・石巻・気仙沼保健所結核診査部会」の三つの部会が置かれてございましたが、令和７年度からは、条例改正により、この三部会を一つに統合して審議することとなりましたことを御報告いたします。部会委員につきましては、同条第４項の規定により会長が指名することとなっております。今年度は、委員改選の年に当たりますので、会長から御指名をお願いいたします。それでは、規定によりまして、私から部会委員を指名させていただきたいと思います。皆様には資料２という形で「宮城県感染症診査協議会結核診査部会委員の指名について」案が資料２で出ていると思いますけれども、この６名の委員を指名したいと思います。御異論、御質問等はございますでしょうか。特に問題がなければ、この形の案のまま進めていきたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。【異議なし】ここまでで、部会委員の指名や本協議会の役職の選任等も一通り決まったと思いますので、ここで事務局から本協議会が開催される際の一連の流れ等について説明をお願いできますでしょうか。それでは、事務局より本協議会の会議の運営と会議の開催までの流れについて御説明させていただきます。資料１を御覧ください。「４　会議の運営」に記載しておりますように、本協議会は、一類感染症の患者及び二類感染症又は三類感染症又は新型インフルエンザ等感染症の患者又は無症状病原体保有者の発生により審議を必要とした際に開催します。このうち、二類感染症の一つである結核に関しては、本協議会の部会として設置されている結核診査部会にて審議いただきます。本協議会の具体的な開催までのフローは、５ページをご覧ください。医療機関において感染患者が発生した場合、最寄りの保健所へ発生届が提出され、患者が所在する保健所への連絡により、その保健所において、入院勧告等の措置がとられます。入院から７２時間を超えることが想定される場合には、入院期間の延長に関する必要な事項について、あらかじめ感染症診査協議会の意見を聴くこととされており、勧告保健所から諮問により御審議いただくこととなります。なお、委員の皆様から意見をいただく際には、時間の制約もありますことから、それぞれにメールやファクシミリ等にて御意見をお伺いする場合もありますので、御対応よろしくお願いいたします。他に、入院勧告に至らなくても就業制限を行う場合には、あらかじめ感染症診査協議会の意見を聴くこととされております。ただし、緊急を要する場合は、事前の意見聴取だけでなく、就業制限実施後の報告で対応することが認められております。その場合には、四半期毎にまとめて、委員の皆様に対して、文書にて御報告させていただいておりましたので、適宜、御対応をよろしくお願いいたします。事務局からの説明は以上です。はい、ありがとうございました。ここまでで何か皆様の方から質問とかはございませんでしょうか。大丈夫ですね。それでは、今度は４番目の報告事項の方に入りたいと思います。疾病・感染症対策課の方からよろしくお願いいたします。　それでは、資料３を御用意お願いいたします。疾病・感染症対策課から御報告を申し上げます。　感染症診査協議会において諮問対象となっておりますのは、一類、二類、三類、それから新型インフルエンザ等感染症ということでございますので、その発生状況についてまとめたものです。　感染症発生時には、各保健所で積極的疫学調査や接触者健診等を行って、まん延防止に努めているところでございます。　１の一類感染症でございますが、感染症法が施行されました平成１１年以降、全国での発生はございません。　次に、２、二類感染症でございます。全国では平成１１年から平成２５年の間にジフテリアが１件、ポリオが７件発生しておりますが、それ以降の発生はございません。それ以外の二類感染症としましては、結核が多く発生しております。結核につきましては、県内における全数把握感染症の中で最も報告数が多い感染症となっております。令和３年以降、全国的な結核の罹患率は低まん延化の基準である１０を下回っております。本県における令和６年の罹患率は５．５、暫定値でございますけれども、全国平均と比較して低い値となっておりますが、年間１００名以上の患者が報告されております。令和５年よりは若干ですが、少し罹患率が上向きになってしまったというところもございます。ただ、新規登録患者数のうち約半数が８０歳以上の高齢者であることや、２０～３０代では技能実習生ですね、外国生まれの方が増加していることから、対策として、医療機関と保健所が連携した確実な服薬支援が重要となっている状況です。また、高齢者や外国で生まれた患者への対応強化ということで、高齢者向けリーフレットの作成や外国人労働者を雇用している事業者向けの研修会を企画している保健所もございます。　ページをめくっていただきまして、３　三類感染症でございます。三類感染症につきましても、就業制限がかかりますので、本協議会に診査をお願いするということになります。５つの疾患がございますけれども、特に多いのが腸管出血性大腸菌感染症ということで、表にまとめさせていただいております。各年の罹患率をご覧いただくと分かりますが、腸管出血性大腸菌感染症については全国よりも高い値で推移しているという状況でございます。一般に、О１５７、О２６といったものが多く、本県においても半数以上を占めている状況です。対策といたしまして、全国的に遺伝子検査法の統一化ですとか、体制強化を行っているということ、食品衛生部門との連携強化や、流行時期を意識した注意喚起等を行っているというところでございます。　次に、４　新型インフルエンザ等感染症です。平成２１年の新型インフルエンザ流行以降、１１年ぶりに令和２年から新型コロナウイルス感染症への対応が行われました。令和５年５月８日から五類感染症に移行されてからの患者数について、ここにグラフにまとめておりますが、流行が懸念される際には知事の定例記者会見等で一般県民への注意喚起を行っております。実は本日、感染症の発生動向調査の公表日だったのですけれども、コロナについては３週連続で減少していますが、全国の都道府県順位で見ますと多い順から９位ということで、割と上位という状況でございました。　次のページでございます。５　その他の感染症ということで、五類感染症のうちいくつかをトピックス的に掲載させていただいております。梅毒でございますが、全国的に若年層の患者増加が問題とされておりまして、本県においても、患者数が増加している状況でございます。罹患率は、全国に比べれば宮城県は低いという状況でありますが、今後の動向に注視していく必要があるというふうに思っております。対策として、感染原因及び経路の分析等をできる限り行っていきたいと思っております。また、以前から行われていた保健所における無料抗体検査に加えまして、期限を限ってではありますけれども、より検査を手軽に受けることが出来るよう郵送検査を取り組んでいるところでございます。ＨＩＶ検査週間ですとか世界エイズデーに合わせた郵送検査を取り組んでおります。また、ホームページ等で周知ですとか注意喚起を行っております。それから、麻しんでございます。本年3月1日に本県において、令和元年以降6年ぶりに発生がございました。国内においては、令和元年と比較すると、まだ発生が少ない状況ではありますが、渡航歴がない者も発生をしているという状況でございますことから、本県においても更なる注意が必要という風に考えております。関係機関への情報提供や、ホームページ等で県民に対する周知や注意喚起等を行っているところでございます。私からは以上でございます。はい、ありがとうございました。只今御報告のあったこの項目につきまして、委員の皆様から何か御意見とか御質問等はございますでしょうか。　せっかく呼んでいただいたので喋らないと勿体ないかなと思いまして喋ります。結核に関しては、おっしゃる通りで、やはり、若年、２０代３０代の外国籍生まれの方々が全国的にもホットスポットに移動している。もちろん罹患率は８０代の方が高いですが、そういう人に対してどうやってアプローチしていくかというのは全国的な流れなのかと思って、宮城県もそうなんだなという風に認識しておりました。　腸管出血性大腸菌感染症に関しては、保健所による調査によって把握される疫学的なリンク以外にも遺伝子検査による細菌としての相同性からみたリンクをみることによって色んな対応ができるというのは、様々報告されていますので、ぜひ遺伝子検査の強化もお願いできればと思っています。　梅毒については、令和６年が確か全国的には一回下がったと認識していますけれども、宮城県はまだ上がっているのが全国と動向が違うので、ぜひ、注視していっていただければと思っております。　麻しんに関しては、おっしゃっていただいた通り、ここ数週間でベトナム帰りの渡航歴がある方々の発生というのが多く報告されていて、感染研としても非常に憂慮していると言いますか、注意喚起が必要な状況だろうという風には認識しております。ですので、外国技能実習生と関わるのかは分かりませんが、その点も含めて色々と見ていただければという風に思います。以上です。　はい、ありがとうございます。他には何かございますでしょうか。　それでは私の方から。梅毒に関しては結構心配していまして、今まではHIVの方は、約１０年くらいですかね、２０１６年くらいから仙台市も宮城県も下がっていたはずですが、今年発表された数だと増えているというので、もうひとつは、いきなりエイズ型で見つかった人が確か５名か６名たぶんいたはずで、そういった状況、教育というか情報伝達ができていないのかなという気がしていたので、梅毒なら梅毒と一緒に動いてはいないような気はするんですけれども、この辺とちょっと併せて見ていけたらいいかなと思っています。他は大丈夫でしょうか。　それでは、「その他」になりますが、委員の皆様から今の議案に関係しても構いませんし、それ以外でも何かございますでしょうか。【発言なし】事務局の方からは、その他、何かございますでしょうか。はい。緊急の対応を要する場合は、児玉会長と相談させていただきながら、適宜迅速な対応を進めたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。　ありがとうございます。以上で議事と報告事項は終了いたしますので、進行を事務局にお返ししたいと思います。　児玉会長、ありがとうございました。以上をもちまして宮城県感染症診査協議会を終了いたします。ありがとうございました。 |